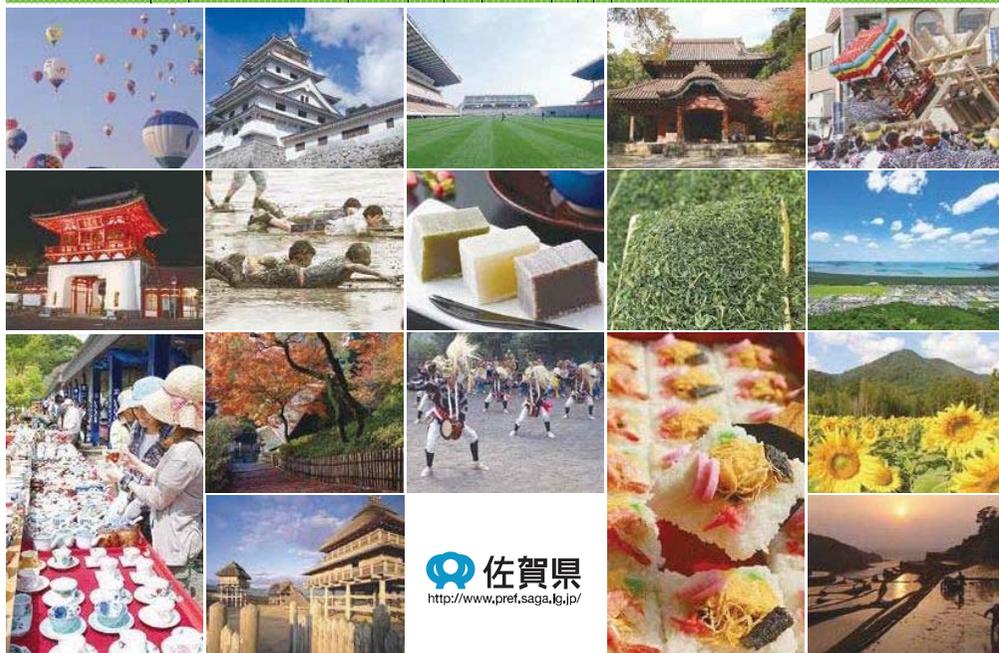




企業のチカラを
地域のチカラに

企業版ふるさと納税のご案内

～佐賀県の地方創生プロジェクト～



 **佐賀県**
http://www.pref.saga.lg.jp/



佐賀県の紹介



位置

佐賀県は九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄界灘、南は有明海に面しています。東京まで直線距離で約900キロメートル、大阪まで約500キロメートルであるのに対し、朝鮮半島までは約200キロメートルに足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

面積

佐賀県の面積は、約2,400平方キロメートル、10市10町で構成され、人口は約82万人となっています。

気候

佐賀県の気候は、年間の平均気温が16度前後の地域が多く、穏やかな気候です。
佐賀県の降水量は、東の青嶺山から西の国見山にかけての山あいでも多く、1年間に2500ミリメートル以上降っています。
一方、北部の玄界灘近くや南部の佐賀平野は雨が少なく、1年間に1800ミリメートル程度です。



県鳥(カササギ)

「カチガラス」とも呼ばれ、佐賀平野を中心に生息しています。大正12年には天然記念物に指定され、保護鳥となっています。(昭和40年5月指定)



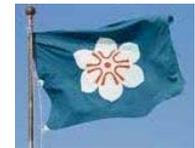
県木(クス)

県内では「川吉(武雄市若木)」のクスが一番大きく、根まわり33m、樹齢は3000年をこえると推定されます。(昭和41年9月指定)



県花(クスの花)

クスの花は5月に咲き、直径が3～4mmで、愛らしい白または淡黄色をしています。(昭和29年3月指定)



県旗

クスの花を图案化して、佐賀県の栄える姿を象徴したものです。(昭和43年12月制定)



〈お問い合わせ先〉

佐賀県 総務部 税政課 税務政策担当

TEL.0952-25-7021 FAX.0952-25-7294

E-mail zeisei@pref.saga.lg.jp

Copyright © 2019 Saga Prefecture, All Rights Reserved.





佐賀県の「さが創生」事業

九州佐賀国際空港を核とした交流人口拡大プロジェクト

プロジェクトの概要

九州佐賀国際空港の「九州におけるゲートウェイ空港」としての発展をめざして、新たな路線の誘致や既に就航している路線の増便に取り組みとともに、その受け皿となるターミナルビルや駐機場を拡張します。

また、佐賀県や空港の広報活動、アクセス対策などの利用促進策に積極的に取り組むことで、国内外からの観光客の増加など交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていきます。

燃料タンク増設
平成29年9月 供用開始



ターミナルビル拡張
令和2年度 完成予定

駐機場の拡張
平成31年4月 供用開始

空港施設の機能強化

- ターミナルビルについては、現在、国内線、国際線ともに搭乗待合室と保安検査場が、それぞれ小型ジェット機1機分に対応する規模しかありません。
- このため、中型ジェット機が運航される盆や年末年始には、搭乗待合室内で立っているお客様が数多くみられ、保安検査場の通過にも最大40分程度を要する状況が生じており、航空機の定時運航への影響が懸念されます。
- また、チェックインカウンターは、現在就航している航空会社が3つすべてのカウンターを利用しており、今後、新たな航空会社が就航する場合、他社とカウンターを共用することとなるため、希望する時間帯での運航ができない可能性があります。
- このような中、国内はもとより香港などといった東アジア地域の航空会社に対して誘致活動を行っており、新規路線誘致や増便のチャンスを逃すことがないよう空港施設の機能強化に取り組んでいく必要があります。
- こうした現状に対応するため、駐機場やターミナルビルの拡張等を行っています。

路線図(令和元年6月現在)



東京便	[便数] 1日5往復 [運航会社] 全日空	
成田便	[便数] 1日1往復 [運航会社] 春秋航空日本	
上海便	[便数] 週4往復 [運航会社] 春秋航空	
台北便	[便数] 週2往復 [運航会社] タイガーエア航空	
ソウル便	[便数] 1日1往復 [運航会社] ティーウェイ航空	
プサン便	[便数] 週4往復 [運航会社] ティーウェイ航空	

平成30年度(2018年度)利用実績 (利用者数) 819,024人⇒6年連続で過去最高を更新



空港混雑の状況



路線や便数の増加による空港内(ターミナルビル、駐機場)の混雑を解消する必要があります。

◎空港施設の機能強化により、佐賀県への観光客の増加を目指します!



地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)とは

制度の概要

平成28年(2016年)度に創設された地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の約3割を当該企業の法人関係税から税額控除する制度です。

従来からの損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、寄附額の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。

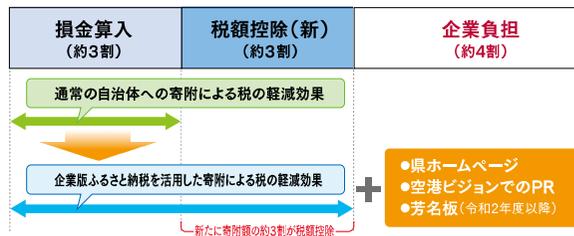


制度のポイント

地方公共団体への寄附に係る企業負担が、より軽減されます。

従来から地方公共団体への寄附は、寄附額の全額損金算入により、寄附額に対して約3割の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制を活用した寄附の場合、加えて寄附額の3割が税額控除されます。

実質的な企業負担はこれまでの約7割から約4割まで圧縮!!



寄附額の下限は
10万円で、活用しやすくなっています。



まとめ

merit

企業にとっての
メリット



寄附に伴う税負担の軽減効果が2倍に!

※寄附金の約4割の負担で、自治体の地方創生の取組支援による社会貢献ができます。

地方創生の取組を支援。
社会貢献によるイメージアップ!

※寄附された企業名等を、県ホームページ、空港ビジョン、芳名板(令和2年度以降)でご紹介します。

特例措置の内容・ 留意点・ご寄附の実績

税目ごとの 特例措置の 内容

① 法人住民税

寄附額の2割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

② 法人税

法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

③ 法人事業税

寄附額の1割を税額控除(法人事業税の20%※が上限)

留意点

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附の払い込みについては、事業実施の進捗に応じて行っていただくこととなります(佐賀県(地方公共団体)は、確定した事業費の範囲内で、企業から寄附を受け取ることができる制度となっています)。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

(例)

- ×(寄附金の見返りとして)補助金を交付すること
- ×他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること
- ×入札及び許認可において便宜の供与を行うこと
- ×合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること
- ×商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること
- ×寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること
- ×まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専断的に利用させること

- 本社が佐賀県内に所在する企業様の寄附については、本制度の対象となりません。

この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。(登記簿上の本社が佐賀県にあって、上記に該当しない場合は対象となります)

※ただし、本制度の対象とならない寄附(個人でのふるさと納税等)も受け付けておりますので、ご希望される場合は県税政課までお問い合わせ下さい。

ご寄附の 実績

平成30年度は以下の企業の皆様から、
合計180万円のご寄附を頂きました (五十音順)

- 株式会社 アイセル 様
- 株式会社 キーワードマーケティング 様
- 岩田産業株式会社 様
- 株式会社 ファミリーマート 様
- トヨタL&F福岡株式会社 様
- 泉屋酒販株式会社 様

※この他公表を希望されない企業様(1社)からも、ご寄附を頂きました。

【参考】平成29年度実績 合計360万円
株式会社 アイセル 様 シフトプラス 株式会社 様
岩田産業 株式会社 様 中国木材 株式会社 様
株式会社 小野技研 様 トヨタL&F福岡 株式会社 様
株式会社 齋藤架設 様 株式会社 白寿生科学研究所 様

